

青森県報

第三千五十六号

平成二十一年
三月六日
(金 曜 日)

目 次

規 則

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青 少 年
男 女 共 同
参 画 課 … 一

告 示

道路の区域の変更

(道 路 課) … 一

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(河 川 砂 防 課) … 二

右 同

(同) … 二

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正

(同) … 三

都市計画事業の認可

(都 市 計 画 課) … 三

公 告

建設業者の許可の取消し

(中 南 地 域
民 局) … 四

右 同

(同) … 四

規 則

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青森県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十五年三月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第二項第五号」を「第十一条第二項第六号」に改める。

「図 書 類	「図 書 類
欄 行	欄 行
を 以 ち 物	を 以 ち 物
特定がん具類	特定がん具類
	特定がん具類
	危険器具

第六号様式の欄中「又は特定がん具類」を「、特定がん具類又は危険器具」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月五日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間				前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸三沢線	八戸市大字尻内町字松森四五の一から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	八戸市大字尻内町字熊ノ沢一三の三から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	八戸市大字尻内町字直田堰三四の一から 八戸市大字尻内町字根岸山添一三の二九まで	八戸市大字尻内町字松森四五の一から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	前	一四・〇〇メートルから 六五・二〇メートルまで	二、三〇六・七〇メートル	
			八戸市大字尻内町字松森四五の一から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	八戸市大字尻内町字熊ノ沢一三の三から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	八戸市大字尻内町字直田堰三四の一から 八戸市大字尻内町字根岸山添一三の二九まで	前	三〇・六〇メートルから 六〇・六〇メートルまで	七九五・五〇メートル		
			八戸市大字尻内町字松森四五の一から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	八戸市大字尻内町字熊ノ沢一三の三から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	八戸市大字尻内町字直田堰三四の一から 八戸市大字尻内町字根岸山添一三の二九まで	前	八四・〇〇メートルから 九〇・〇〇メートルまで	一、二六三・六〇メートル		
			八戸市大字尻内町字松森四五の一から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	八戸市大字尻内町字熊ノ沢一三の三から 八戸市大字尻内町字下平添一一三の一まで	八戸市大字尻内町字直田堰三四の一から 八戸市大字尻内町字根岸山添一三の二九まで	後	一四・〇〇メートルから 六五・二〇メートルまで	二、三〇六・七〇メートル		

青森県告示第百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

平岡五号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱七号と標柱八号を結んだ線は、市道新城平岡八九号線右側官民地境界線と市道新城平岡一九号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	青森市	新城	平岡	四八の一
二	" "	" "	" "	四八の一
三	" "	" "	" "	四八の三

八	七	六	五	四
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
四八の三	四八の三三	四八の六	四八の四九	四八の三

青森県告示第百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

山形町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱七号を結んだ線は、道路敷官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業(二・二・六十号石江南公園)

三 事業施行期間

平成二十一年三月六日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字石江字高間地内

2 使用の部分

なし

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 クワタ開発

二 氏名 桑田 定信

三 主たる営業所の所在地 中津軽郡西目屋村大字大秋字都谷森九四の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第二〇〇二二〇号

五 取消年月日 平成二十一年二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社西谷建設

二 代表者の氏名 西谷 浩

三 主たる営業所の所在地 平川市尾上栄松九五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第四九一号

五 取消年月日 平成二十一年二月六日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------